

## 2 児童扶養手当・特別児童扶養手当

- . 2 . 1 . 社会保障制度審議会  
特別児童扶養手当等の支給に関  
する法律等の - 部改正について  
( 答 申 ) ( 5 0 . 2 . 6 . )

昭和50年1月27日厚生省発児第9号で諮問のあった標記の件について、本審議会の意見は下記のとおりである。

### 記

1. 重度障害者福祉手当の新設は、従来の本審議会の答申の趣旨に添えるものであり、評価できる。  
しかしながら、在宅の重度障害者の介護にあたる者の精神的、肉体的、経済的負担の現状を考えると、支給対象の範囲及び制度の運用については、公正を失しないよう、とくに慎重な配慮が望まれる。なお、その額についても今後改善の努力が必要である。
2. 特別児童扶養手当及び児童扶養手当の額の引上げ、特別児童扶養手当の支給範囲の拡大は、おおむね従来の本審議会の答申に沿ったものと認める。これらの手当の対象要件となる児童の国籍を問わないとしたことは妥当である。  
なお、広く外国人に対し、わが国社会保障諸制度を適用する問題について、検討を開始する時期に来ていると考える。
3. わが国の児童手当は、国際的に見ても遜色があり、ILO第102号条約の批准も日程にのぼる今日、その基本的事項の一つである本制度については、長期的展望に立って、抜本的に再検討すべきである。  
およそ児童に対する諸施策においては、とくに心身障害児の教育、社会生活への参加についての配慮が著しく欠けている。また、在宅指導と施設利用、関係職員とボランティアの処遇、児童福祉に対する国と自治体の責任と財源の分担等の問題がある。これらについては、それぞれ合理的で明確な方針を立て、体系的に施策を実施していかなければならない。